

岩手県立大学社会福祉学部紀要 投稿規程

2003.12.11
2008. 7.16 (改定)
研究推進委員会

1 総 則

- (1) 本誌は「岩手県立大学社会福祉学部紀要」と称する。
- (2) 本誌は原則として毎年度2回刊行することとし、第1号は毎年度9月末、第2号は毎年3月末を刊行時期とする。
- (3) 本誌に投稿資格のある者は、本学部あるいは本学大学院社会福祉学研究科に所属し本学より基盤研究費の交付を受けている者及びそれらの者との共同研究者とする。
- (4) 投稿原稿は未公刊のものに限る。
- (5) 原則として原稿の第1著者が投稿者となり、投稿できる原稿数は、1号につき1人1編とする。投稿者は第1著者としての投稿原稿以外に、第1著者となっていない原稿を投稿することができる。
- (6) 投稿原稿は記述内容については完成しているものとみなし、その内容上の責任と権利は全て投稿者およびその原稿の著者にある。
- (7) 投稿原稿の言語は、日本語または英語とする。
- (8) 投稿原稿の書式については、「原稿作成要領」で別に定める。
- (9) 投稿原稿の採否については、研究推進委員会が本学専任教員もしくは学外者による査読結果を基に決定する。なお、掲載順序等本誌体裁に関する事項は研究推進委員会において決定する。
- (10) 校正は初校及び再校を投稿者が行ない、それ以降は研究推進委員会において行なう。なお、校正是誤植に限るものとし、原稿にない加除及び訂正は認めない。
- (11) 投稿者用の別刷は1編につき50部とし、それ以上は投稿者の実費負担とする。
- (12) 本誌の編集・発行に関して生じる必要事項については、研究推進委員会において決定する。
- (13) 本誌掲載論文等の著作権は著者に帰属する。

- (14) 本誌掲載論文等はすべて国立情報学研究所提供データベース等に登録されることを前提とし、著作権者は承諾書を提出するものとする。

2 投稿原稿の種類

投稿原稿には、次の区分を設ける。いずれの場合も未公刊であることを原則とする。

- (1) 研究論文 理論的研究や実証的研究、社会問題や政策などに関する論考などの原著論文。
- (2) 研究報告 研究過程で作られた記録や資料、内外文献の紹介など。
- (3) その他 上記の区分に該当しないもので研究推進委員会が認めたものについては別に区分を設ける。

3 投稿原稿の受付

- (1) 投稿の申し込み・原稿提出の締切日は、研究推進委員会が適宜定めて公表する。
- (2) 投稿原稿は、別に定める「投稿票」を添付して研究推進委員会に提出するものとする。投稿原稿多数の場合には、受理した日付を考慮して研究推進委員会が掲載方法等を決定する。

